# 後期マムルーク朝におけるエジプト土地文書行政の諸相：オスマン朝期『軍務台帳』に見るマムルーク朝土地台帳とその利用

**Administration of Egyptian Land Documents in the Later Mamlūk Period: Land Survey Registers of the Mamlūk Dynasty recorded in the *Daftar Jaysh* from the Early Ottoman Period**

熊倉和歌子

## はじめに

マムルーク朝（六四八―九二二／一二五〇―一五一七）では、ナースィル検地（*al-Rawk al-Nāṣirī*: 七一三―二五／一三一三―二五）を通じて、イクター制を基盤とした国家体制が確立された。イクター制とは、軍事奉仕の対価として徴税権（イクター）を授与する制度であり、イクター授与を通じて軍人支配層内部の権力関係と紐帯を規定し、政治・軍事・行財政制度の根幹となった。また、イクター保有を通じて、軍人が農村から生み出される財の流通を掌握し、農村と都市の両方を支配することを可能にした[1]。しかし、マムルーク朝史におけるイクター制の重要性にも関わらず、イクターの授与

や管理などの土地行政に関わる原文書は伝世していない。このため、イクター制がどのように実行され、管理されてきたのかという実務に関わる事柄は、その手掛かりすらないという状態であった。

マムルーク朝期エジプトの土地記録としては、エジプトの農地の耕作面積、税収高、土地権利者といった概況を村ごとに記した *Imtiṣār* と *Tuḥfa* がある。これまでに、前者はスルターン・バルクーク al-Ẓāhir Barqūq の第二治世（七九二―八〇一／一三九〇―九九）中の記録、後者は、七七七／一三七六年の記録と一五世紀後半の記録を併記したものであることが明らかにされている。[2] しかし、この記録が何の為に書写されたものなのか、これらの記録は土地行政上どのように位置づけられるかについて検討した研究はなく、これらの記録の来歴が不明なまま情報だけが利用されてきた。

近年、オスマン朝のエジプト征服後に編纂された『軍務台帳 *Daftar Jayshī*』（以後 *DJ*）及び『慈善台帳 *Daftar Aḥbāsī*』（以後 *DA*）の中に、マムルーク朝時代の土地記録が含まれることがわかり、研究に利用されるようになっている。[3] 筆者は *DJ* の編纂過程を検討し、この編纂において『古い帳簿から成るチェルケス台帳 *Daftar al-Jarākisa min al-Jarīda al-Qadīma*』（以後 *DM*―マムルーク朝の台帳、とする）が用いられていることを明らかにした。[4] *DM* は、後期マムルーク朝（チェルケス・マムルーク朝：七八四―九二二／一三八二―一五一七）の土地記録を記した台帳である。これは、オスマン朝による征服後、スルターンの命令により、何者かによってオスマン朝側に提出され、その後の土地調査の基礎資料となった。九五七／一五五〇年の土地権利審査に関する「新規定」公布によって、エジプトのワクフ地（waqf, 複数形 awqāf: 寄進財）や私有地（milk, 複数形 amlāk）及びリザク地（rizqa, 複数形 rizaq）を確定する際、*DM* を用いてチェルケス期の土地の状態を参照するという審査規定が明文化され、一一／一七世紀初頭まで使用され続けた。[5]

*DM* の原文書は伝世しておらず、*DJ* のマムルーク朝期の記録に一部引用されているのみである。ただし、*DJ* 及び *DA* に残る *DM* の記録から、*DM* がマムルーク期の土地行政において重要な役割を果たした台帳であることは明らかであり、今後、マムルーク朝土地行政を解明するための鍵となる史料となるだろう。しかし、*DM* がいつ、誰によってオスマン朝

に提出されたのかについては、年代記等における記述や、研究者による解釈に相違がある。

本稿では、当該史料におけるマムルーク朝の台帳に関する記述から、*DM* がオスマン朝に提出された過程を整理し、マムルーク朝期における *DM* の管理者を明らかにする。次に、*DJ* における様々なマムルーク朝期の台帳の利用状況から、それらがどのような記録内容を持つ台帳だったかについて検討し、マムルーク朝土地文書行政の一端を明らかにしたい。

## 第一章　『チェルケス台帳』の管理者とその提出

### 1.『チェルケス台帳』の提出

『チェルケス台帳』(*DM*) に関する先行研究は、ショウ Stanford Shaw が「新規定」序文を基に、オスマン朝によるマムルーク朝の台帳の発見について初めて論じ、「新規定」発布後、私有地とワクフ地及びリザク地の確定審査における参考資料として *DM* が利用されていたことを指摘した[6]。その後、*DM* に関して特に議論されることはなく、現在では Shaw 説が通説となっている[7]。

Shaw は、「新規定」序文から、オスマン朝の征服による混乱で行方不明となっていたマムルーク朝の台帳は、ジーアーン家のアブド・アルカーディルによって発見されたとする。また、この発見は西暦一五二二年の出来事としている[8]。

しかし、この説には矛盾点がある。まず台帳が発見された時期であるが、Shaw によれば、西暦一五二二年に書記官の家や金庫から発見されたとしているが、その典拠とした史料には該当する部分が見つからない[9]。次に台帳発見者については、Shaw は、Zayn al-Dīn ʿAbd al-Qādir b. ʿAbd al-Raḥmān b. al-Jīʿān（八七八／一四七三年没）としている[10]。この人物は八

六四／一四五九―六〇年にスルターンの私金庫の書記官職（kitābat al-khizāna）に任命されているが、オスマン朝征服時にはすでに死亡している。[11]

以上のことから、*DM*を含むマムルーク朝の台帳が発見された当時の状況について、再検討する必要があるといえる。マムルーク朝の台帳がオスマン朝に提出された出来事について言及している史料は、「新規定」序文の他に、イブン・イヤース Ibn Iyās（九三〇／一五二四年以降没）による *Badā'i'*、イブン・ズンブル Ibn Zunbul（九六〇／一五五二年以降没）による年代記が挙げられる。以下、三史料の該当箇所を見ていく。

①「新規定」序文[12]

チェルケス期の台帳の原本（aṣl Çerâkise defterler）は征服時に散り散りになっていたが、ジーアーン一族（evlâd-i Cay'ân）の一員で、マムルーク朝スルターンの時代以降、軍の土地の書記官（kâtib-i arâżi-i Ceyş）を務めたことがあるアブド・アルカーディルという人物がスルターンの御前に召された。そして（アブド・アルカーディルの）努力と執念によって、散り散りになった台帳の多くは発見された。多くの台帳はカイロの金庫に保管されていたその他の台帳にまぎれて発見された。

② *Badā'i'*, 5, 161.

九二三年ムハッラム月二三日／一五一七年二月一五日、シャラフィー・ユーヌス al-Sharafī Yūnus al-Ustādār をダフタルダール（daftardār: 帳簿官）に任命し、シャルキーヤ地方顧問（mutaḥaddith）とした。これは土地を測量し、チェルケス・マムルーク軍人のイクター地（iqṭā'āt, 単数形 iqṭā'）やリザク地及びワクフ地からの収益を調査するためであった。このため顧問はジーアーン一族（awlād al-Jī'ān）から目録（qawā'im）を受け取って、シャルキーヤ地方に向かった。

③ Ibn Zunbul, 180.

| | 史料 | 台帳名 | 提出年 | 提出者 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 新規定序文 | Çerâkise defterler | セリム一世期 | ジーアーン家の ʻAbd al-Qādir |
| ② | *Badāʾiʿ* | qawāʾim | 923/1517 年 | ジーアーン一族 |
| ③ | Ibn Zunbul | dafātir | 923/1517 年 | al-qāḍī Abū Bakr b. al-Jīʿān |

［表１］：*DM* 提出の記述の相違

（九二三／一五一七年）スルターン（セリム一世）は、アミールであるハーイルバク Khāyrbak に「私はエジプトの収入源と、毎年の税収高を知りたい」と言った。（ハーイルバクは）「王よ、そのことを知るのは、ジーアーン家のカーディー・アブー・バクル al-Qāḍī Abū Bakr b. al-Jīʿān しかおりません」と言った。そこで彼を呼び出した。彼が参上すると、ハーイルバクは「スルターンが大体の毎年のエジプトの収入をお主に報告してもらいたいそうである」と言った。これに対しカーディーは、「明日、その報告をお持ちしましょう」と言った。彼は、持ってきていた台帳（dafātir）を献上して去った。そして二日目に参上し、征服時のエジプトのハラージュ税（kharāj）をすべて書きあげてきた。

①②③の記述をまとめたものが［表１］である。オスマン朝への提出物については、①は、チェルケス期の複数の台帳、②では複数の目録、③は複数の台帳と記されている。②の目録は、シャルキーヤ地方顧問が測量やマムルーク軍人の保有するイクター地やリザク地、ワクフ地の収入に関する調査の際に受け取ったものであり、③の台帳は、セリム一世がエジプトの税目と税収を知るために提出を命じたものである。

提出された時期に関しては、②と③が共通してセリム一世（在位九一八―二六／一五一二―二〇）が各地方の土地調査を命じ、エジプトの財源調査を行った時期である[13]。①は、アブド・アルカーディルがいつ誰に召されているか記載がない。原文には、ḥuẓūr şerîflerine とあり、サシ Silvestre de Sacy は、これを「総督の御前に」と訳し、「新規定」が公布された時の総督アリー・パシャ（在位九五六―六一／一五四九―五三）の時代としている。Shaw も同

様に「総督の御前に」と訳しているが、この総督が誰を指すかについて明記していない[14]。後代の歴史家バクリー al-Bakrī（九九八―一〇七一以降／一五八九―一六六一以降）によると、九三三／一五二七年の土地調査は、マムルーク朝期の複数の台帳に基づいて行われたとしている[15]。また、後述するマムルーク朝の台帳の中には、オスマン朝征服から数年後の日付が記されている記録もあり、台帳がオスマン朝の征服からさほど遅くない時期に提出されたと考えられる。以上から、①も、②③と同様に、セリム一世の統治期と判断するのが自然だろう[16]。

提出者に関しては、②では明記されていないが、①と③では異なる人物が記されている。先述のように、①のアブド・アルカーディルをジーアーン家のアブド・アルカーディル・イブン・アブド・アッラフマーンとする Shaw の説は無理があるが、ジーアーン家で①のアブド・アルカーディルに該当する人物は見当たらない。③のアブー・バクルについても、年代記史料から知りうる限りでは、この名前を持つジーアーン家の人物はいない[17]。

①②③の提出者について共通するのは、いずれもジーアーン家がこの台帳に関わっているということである。

## 2．ジーアーン家

ジーアーン家は、マムルーク朝後期に多くの行政官を輩出したダミエッタ出身の名家で、元来コプト教徒（キリスト教徒）だったが、ムスリムに改宗した[18]。イブン・イヤースは、ジーアーン家について以下のように述べている。

ジーアーン一族はこれまで十七人のスルターンに仕えてきた。彼らは軍務庁（Dīwān al-Jaysh）やスルターンの私金庫の書記官をアシュラフ・バルスバーイ al-Ashraf Barsbāy（在位八二五―四二／一四二二―三八）の時代の最初から務めてきた。彼らが最初に著名になったのは、ムアイヤド・シャイフ al-Mu'ayyad Shaykh（在位八一五―二四／一四一二―二一）の時代の初めである。それまで約一二〇年間、軽視されることもなく、幽閉され鞭打ちにあうこともな

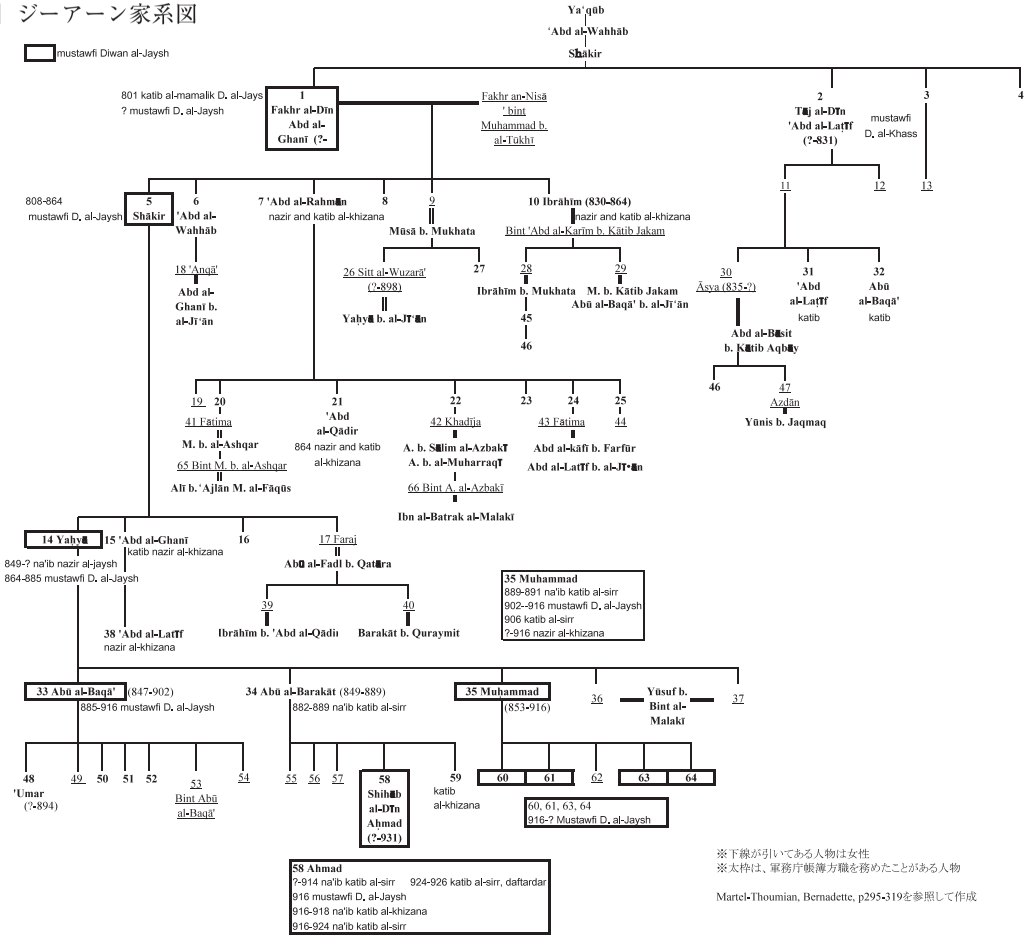
く、財産没収にあうこともなく、憂き目にあうこともなかった。彼らはどの時代においても有力者であり、優遇されて、無視されることもなく、（九二八／一五二二年に）ジーアーン家のシハービー・アフマド al-Shihābī Aḥmad b. al-Jīʿān に起こったようなことは彼らには起こらなかった。歴代のスルターンはこれ以上にないほど彼らを重用し、それはアシュラフ・グーリー al-Ashraf Qānṣūh al-Ghūrī（在位九〇六―二二／一五〇一―一六）の時代まで続いたのだ[19]。

*Badāʾiʿ* の記述から、ジーアーン家がチェルケス・マムルーク朝期において、歴代のスルターンに優遇された有力家系の一つだったことが分かる。それに先立つ前期マムルーク朝（バフリー・マムルーク朝：六四八―七八四／一二五〇―一三八二）におけるジーアーン家に関する記述は、七四〇／一三三九―四〇年、「国家の帳簿方であるジーアーンの子孫（awlād al-Jīʿān mustawfī al-dawla）[20]」、七五三／一三五二年、ジーアーンの子供（Ibn al-Jīʿān）がナーズィル・アルイスタブル職（nāẓir al-iṣṭabl: 厩長官）に就いていた記述が見られる程度である[21]。一方、チェルケス期においても、ジーアーン家に関わる詳細な情報が年代記に出てくることはほとんどなく、任官に関する情報がほとんどである。他方、サハーウィー al-Sakhāwī（九〇二／一四九七年没）の人名録 *Ḍawʾ* では、ジーアーン家の項目が設けられており、ジーアーン家に属する人物、職歴、婚姻に関する簡潔な情報を得ることができる[22]。マルテル・トゥミアン Bernadette Martel-Thoumian は、年代記や人名録から、ジーアーン家の人物構成・職掌・婚姻をまとめており、これらを基にジーアーン家の全体像を把握することができる［図1］[23]。

家系図を見ると、軍務庁の帳簿方（mustawfī）に就いているのが、no.1, 5, 14, 33, 35, 48, 58 で、五代目帳簿方の三男ムハンマド（no.35）がこの職に就くまで、代々長子がこの職を引き継ぐ傾向が見られる。また、スルターン私金庫の監督官職（nāẓir al-khizāna）・書記官職に就いているのが、no. 7, 10, 15, 21, 35, 38, 58, 59 と、二男以下がこれらの職に就く傾向が見て取れる[24]。

三男であるにも関わらず no.35 のムハンマドが帳簿方に就任したのには以下の理由が考えられる。九〇二／一四九七年、

［図１］ジーアーン家系図




※下線が引いてある人物は女性
※太枠は、軍務庁帳簿方職を務めたことがある人物

Martel-Thoumian, Bernadette, p295-319を参照して作成

先代の帳簿方アブー・アルバカー（no.33）がマムルークたちの急襲を受けて急死した際、順当な後継者であるはずのアブー・アルバカーの長男ウマル（no.48）は八九四／一四八九年に既に死亡していた[25]。また、アブー・アルバカーの弟にあたるアブー・アルバラカート（no.34）も既に死亡していたため[26]、no.35のムハンマドに白羽の矢が立ったと考えられる[27]。九一六／一五一〇年に死去するまでムハンマドが帳簿方職を務めた後、ムハンマドの甥にあたるアフマド（no.58）を帳簿方職とスルターン私金庫の顧問職（takallum fī al-khizāna）に任命すると同時に、ムハンマドの子供たち（no.60, 61, 63, 64）にアフマドの職務を補佐することが任じられた[28]。

アブー・アルバカー（no.33）とアブー・アルバラカート（no.34）の死後、一族の指導権は三男ムハンマド（no.35）に引き継がれていき、ムハンマドの死後は、甥のアフマド（no.58）に引き継がれていった。一族で最も指導力のある人物が帳簿方職に就いていることから、ジーアーン家における軍務庁の帳簿方職の重要性を見ることができる。

軍務庁は、イクターの授与とその管理を管轄しており、軍務庁に関わる土地記録の管理やイクター地からの収入の算出は軍務庁の帳簿方に委ねられていた[29]。マムルーク朝において、イクター制の行政実務を担ったのが軍務庁の帳簿方職であり、国家行政における重要な事務ポストの一つであったと言える。

チェルケス期において、ジーアーン家が代々この軍務庁の帳簿方職を引き継いでおり、その他の名家で、軍務庁の帳簿方職を出した家はない。マムルーク朝期エジプトの様々な名家の中でも、ジーアーン家が、チェルケス期以降、軍務庁の帳簿方職をほぼ独占していたことがわかる[30]。つまり、チェルケス期において、ジーアーン家が軍務庁の帳簿方を担い、代々軍務庁に関わる土地記録を管理していた。イブン・ズンブルの「そのこと（エジプトの収入源と毎年の税収高）を知るのは、ジーアーン家のカーディー・アブー・バクルしかいない」という記述からも、国家における重要な土地記録の管理が、ジーアーン家に委ねられていたことがわかる。

問題は、ジーアーン家の家系図の中に、マムルーク朝期の土地記録をオスマン朝に提出したとされるアブド・アルカー

ディルとアブー・バクルの名が見当たらない点である。この問題を解決する糸口が *DJ* にある。*DJ* の全一四冊の中で一箇所だけ、*DM* がアブド・アルカーディル・アルマラキー ʿAbd al-Qādir al-Malakī のもとにあった台帳であることが記されている。[31]

アブド・アルカーディル・アルマラキーは、それまで軍務庁の帳簿方を務めていたジーアーン家に代わって、九二二／一五一六年に突然軍務庁の帳簿方として登場し、おそらくオスマン朝征服後も継続して軍務庁の帳簿方を務めた人物である。[32] また、九二三年ジュマーダーⅡ月／一五一七年から九二八年ラジャブ月／一五二二年までのおよそ五年間、その他の官僚と共にイスタンブルに連行されていた。[33] アブド・アルカーディルという名前と経歴が「新規定」序文と一致するものの、この人物はジーアーン家の直系血族ではなく、マラキー家の人間である。

マラキー家とジーアーン家の関係については、ジーアーン家の女性（no.66, 37, 38）がマラキー家に嫁いだ例がある。ジーアーン家の娘である no.36 及び no.37 と婚姻したユースフ Yūsuf b. Bint al-Malakī は、Yūsuf b. Yaḥyā b. ʿAbd Allāh al-Jamāl b. al-Sharaf b. Saʿad al-Dīn b. Bint al-Malakī（没年不明）で、彼の父親のヤフヤー Yaḥyā b. Bint al-Malakī（八四一／一四三八年没）は軍務庁副長官（ṣāḥib D. al-Jaysh）を務めた。[34] ユースフがまだ幼い頃に父ヤフヤーが死亡したため、軍務庁副長官職をユースフと兄弟のイブラーヒーム Ibrāhīm b. Bint al-Malakī、そしてヤフヤーの兄弟でユースフの叔父にあたるアブド・アルガニー ʿAbd al-Ghanī b. Bint al-Malakī（八四八／一四四四年没）の三人が共に務めることになった。[35] 彼らは、ジーアーン家と同様に改宗コプトの家系であり、軍務庁との深い関わりを見てとれるが、サハーウィーによれば、彼らの祖先（jadd）は、ナースィル・ムハンマドの第三治世期（七〇九―四一／一三一〇―四一年）に国家の帳簿方や私財庁長官（nāẓir al-khāṣṣ）を務めたナシュー al-Sharafʿ Abd al-Wahhāb b. Faḍl Allāh（八四〇／一三三九年没）だったという。[36]

同じくジーアーン家の no.66 と婚姻関係にあるイブン・バトラク Ibn al-Baṭrak al-Malakī に関しては不明である。また、マラキーのニスバ（nisba: 出自）を持つこの人物と、イブン・ビント・アルマラキーとして知られる人物たちの間柄に関

して詳しい情報を得ることはできない[37]。

次に、③のアブー・バクルに関しては、アブド・アルカーディルの兄弟であり、彼と共に軍務庁の帳簿方を務めたZayn al-Dīn Abū Bakr al-Malakī だと考えられる[38]。ここでも、マラキー家の人間がジーアーン家の一員とみなされ、アブー・バクルに関しては、イブン・ズンブルがAbū Bakr b. al-Jī'ān とさえ記しているのである。

③で記述されている提出者が異なる理由は、二人が同時に帳簿方職を務めていることから説明することができる。しかし、なぜマラキー家の二人がジーアーン家の一員として記されたのだろうか。推測の域を出ないが、チェルケス期にジーアーン家が務めた帳簿方職が、九二二／一五一六年以降突然マラキー家にとって代えられたが、両家は親戚関係にあり、新米の帳簿方であるマラキー家が、長年帳簿方職を務め、職務の専門的技術や情報を熟知し蓄積しているジーアーン家に出入りする必要があったことから、当時の人々がマラキー家の上記二名を、当時帳簿方の代名詞であっただろうジーアーン家の人物として捉えていた可能性がある[39]。また、この兄弟が借金を返済しなかったために幽閉された際、当時秘書副長官（nā'ib kātib al-sirr）であったジーアーン家のシハービー・アフマドが仲裁に入って二人を釈放させていることからも、マラキー家とジーアーン家との結び付きを見てとることができる。

以上から、オスマン朝の征服直後、オスマン朝君主セリム一世にマムルーク朝の台帳を提出した人物は、グーリー統治期末期から帳簿方職を務めたマラキー家の兄弟、アブド・アルカーディルとアブー・バクルであると考えられる。それでは、彼らがオスマン朝に提出した複数のマムルーク朝の土地台帳とは、一体どのようなものだったのだろうか。次章では、マムルーク朝期に存在した様々な台帳の記録内容を明らかにしていく。

## 第二章　『軍務台帳』に見るマムルーク朝期の土地台帳

*DJ* は、現在エジプト国立文書館に一四冊の所蔵が確認されている。各台帳はエジプトの行政県（ウィラーヤ wilāya）ごとに綴じられており、情報量の多い県は巻に分けて編纂されている。*DJ* の各台帳は、最初に目次（fihrist）が付され、それ以降、村ごとに情報がまとめられるという構成が貫かれている。各村の情報は、村の概要情報と詳細情報に分けられ、概要情報では、紙葉の右半分に *DM* から引用した情報として、マムルーク朝期の①耕作面積、②リザク地面積、③村にある土地の種類と比率が記され、時に④税収高（ʿibra）や⑤土地の権利者が記されることもある。紙葉の左半分には、九三三／一五二七年の土地調査による記録が記される。これらの情報は大抵半葉でまとめられる。村の概要情報が記されると、次に詳細情報があり、各村にあるワクフ地や私有地についての詳細が記されていく。情報は土地片ごとにまとめられ、最初に確定された土地分類・権利者・獲得経緯が一葉分の紙幅いっぱいに記されると、右半分に *DM* からの引用としてマムルーク朝期の記録が、左半分に九三三／一五二七年に行われた土地調査（tarbīʿ）の記録が併記される。ここで引用される *DM* からの引用記録は、①土地区分、②権利者、③権利者が持つ土地を購入した際に発行された文書やワクフ文書、軍事リザク地の授与証等の各種文書の要約とそれぞれの日付が記される[40]。

九五七／一五五〇年以降に公布された土地に関する「新規定」では、私有地やワクフ地を確定する際に、マムルーク朝期の記録と権利者が所有する各種文書を照らし合わせ、権利の正当性を審査することが定められた。「新規定」では、*DM* がマムルーク朝期の記録を知るための主たる手段としてあげられているが、*DM* に必要な情報が記載されていない場合は、マムルーク朝の『慈善台帳 *Ihbās Defterler*』や『私有地とワクフ地 *Emlāk ve Evqāf*』を参照することが示されている（第一三項）[41]。実際 *DJ* では、*DM* の記載情報に脱落箇所や不足があれば、「～台帳では bi-*Daftar* ～」という書式で、マムルーク朝期から伝わる様々な他の台帳の記録が引用され、情報が補完されている。

ここでは、引用されている複数の台帳を整理し、それらがどのような内容を持ち、どのように利用されていたのかについて言及しながら、マムルーク朝期に存在していた台帳群を復元していきたい。

## 1.『要約台帳 *Daftar al-Ijmāl*』

*DJ* 中、*DM* に続いて最も多く登場する台帳が『要約台帳 *Daftar al-Ijmāl*』（以後 *Ijmāl*）である。［表2］は、*Ijmāl* が *DJ* 中に引用される箇所（村概要情報か、村詳細情報か）、*Ijmāl* が引用されている記録に関して *DM* からも記録が引用されているか否か、*DM* からの記録も引用されている場合、*DM* の記録と *Ijmāl* の記録は一致するか否か、この結果から、*Ijmāl* が引用された理由を考察し、同時に一五世紀後半の *Tuḥfa* の記録と *Ijmāl* の記録の類似性についてまとめたものである。

*Ijmāl* が引用されている箇所は、二二件中二一件が村の概要情報の部分で引用されている。no.8～15, 17～20 はすべてアトフィーフ県の村である。これらは共通して、*DM* から税収高や土地区分が引用された後に、*Ijmāl* から「荒廃している（khirāb）」という情報が引用されている。*Ijmāl* からの記録は、ほぼ *Tuḥfa* の記録と一致する。ただし、二二件中四件が *Tuḥfa* の記録と相違がある。例えば、no.1 は、*Ijmāl* から引用されている税収高が二五〇（単位はディーナール・ジャイシー）であるのに対し、*Tuḥfa* では一〇〇と記されている[42]。また no.4 では、*DM* からの引用で、私有地の権利者一名と軍事リザク地の権利者三名、そしてそれぞれの分配比率を提示した後、*Ijmāl* からの引用として、「リザク地：この村すべて（rizqa bi-kamāli-hā）」と記されている。一方 *Tuḥfa* では、「かつてはイクター保有者たち（muqṭa'īn）のもので、現在はイクター地とワクフ地及び私有地である」と記されている。

このように、三つの記録が相異なり、*Tuḥfa* との共通点を見出すことができない例もある。*DM* の村の概要情報と *Ijmāl* の情報が異なる理由は、記録された時期の違いによるものと考えられるが、どちらの情報が新しいものかを知る手がかり

［表２］:『要約台帳』の引用箇所について

| | 史料 | 引用箇所 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | *Ijmāl*の引用理由 | *Tuhfa* との類似性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4626:231b | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ×:イブラが異なる |
| 2 | *DJ* 4639:53a | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ○:一致 |
| 3 | *DJ* 4645:29b | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ○:一致 |
| 4 | *DJ* 4652:199a | 村概要 | ○ | ×:異なる土地区分情報 | 情報の補完 | ×:イブラが異なる |
| 5 | *DJ* 4641:69a | 村概要 | ○ | ×:*DM* より新しい情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 6 | *DJ* 4626:214b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ×:イブラが異なる |
| 7 | *DJ* 4639:37a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ×:イブラが異なる |
| 8 | *DJ* 4639:44b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 9 | *DJ* 4639:45b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 10 | *DJ* 4639:55a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 11 | *DJ* 4639:77a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 12 | *DJ* 4639:78a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 13 | *DJ* 4639:79a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 14 | *DJ* 4639:80a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 15 | *DJ* 4639:81a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 16 | *DJ* 4639:84b | 村概要 | ○ | ×:*DM* と異なるイブラ | 情報の補完 | ○:一致 |
| 17 | *DJ* 4639:85b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 18 | *DJ* 4639:89b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 19 | *DJ* 4639:90b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 20 | *DJ* 4639:91b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 21 | *DJ* 4645:53a | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |
| 22 | *DJ* 4652:200b | 村概要 | ○ | ×:*DM* にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |

はない。このため、*Jimāl* の引用目的が、*DM* の記録を更新することにあったのか、それとも単に過去の記録を参考のために記したのかを明らかにすることはできない。

しかしその記述内容と台帳名から、この台帳に記されているのは、各村の情報の要約であり、*DM* でいう村の概要情報に相当する情報の要約版だったと考えられる。知りうる限りでは、その記述形式や記録は、最も *Tuḥfa* に近い。*DM* の村の概要情報は、耕作面積が小数点以下まで記され、各土地分類の配分も記されるが、*Jimāl* は *Tuḥfa* 同様、小数点以下はできるだけ省略され、各土地分類の配分も記されない。この台帳の記録がいつのものかについては、*Tuḥfa* と全く同じ記録が記載されていることから考えて、一五世紀後半以降の記録であると推定される。

## 2.『八七二年の要約台帳 *Daftar al-Jimāl sana 872*』

*DJ* には、『八七二年の要約台帳』からの引用が二件ある［表3］。台帳名に付された八七二／一四六七―八年は、記録がとられた年を示していると考えられる。この年は、フシュカダム al-Ẓāhir Khushqadam（在位八六五―七二／一四六一―七）が退位し、ヤルバーイ al-Ẓāhir Yalbāy（在位八七二／一四六七）、タムルブガー al-Ẓāhir Tamurbughā（在位八七二／一四六七）が相次いでスルターンとして即位した後、ラジャブ月六日／一四六八年一月三一日にカーイトバーイ（在位八七二―九〇一／一四六八―九六）が政権を握った年である。この台帳の記録がこの年のいつ頃の記録かは不明であるが、政権交代の激しい時期であったにも関わらず、土地記録がまとめられたことは非常に興味深い。

*DJ* 中に二件見られる引用のうち、一件は村の概要で引用されている。ここでは、村にある土地分類と、それぞれの面積配分を引用している。これらの情報は、通常 *DM* から引用されるが、ここでは *DM* からの引用はない。ここでの『八七二年の要約台帳』の引用目的は、*DM* に欠落している情報の補完と考えられる。

二件目は、ダミエッタ県の村ディキルニス Dikirnis のワクフ地についての情報が引用されている。このワクフ地を確定する際、提出された文書には、確定を受けた権利者ジャマーリー・アブド・アッラー al-Jamālī ʿAbd Allāh b. Muḥammad b. ʿAlī b. Ināl al-Nāṣirī が八六九／一四六四―五年に国庫（bayt al-māl）からその土地を購入し、八七一／一四六六―七年にワクフ地とした旨が記されていた。しかし、*DM* からの引用情報の部分には、「前述のアミールは記載されていない lam yarid al-amīr al-madhkūr」とだけしか記されず、この権利者が国庫から合法的に土地を購入し、ワクフ地としたことを *DM* 上で確認することができなかったものと見られる。

「新規定」では、マムルーク朝期から継続的にワクフ地又は私有地だった土地に関しては、権利者が変わっていても、その確認がとれれば、ワクフ地又は私有地として確定された（第二、三項）。他方、*DM* にイクター地又は軍事リザク地として登録されていた土地を、オスマン朝征服後にワクフ地化、私有地化することは基本的には認められず、その土地は一度国庫に接収され、裁判官によって正当性が審査された（第五項）。また、権利者が国庫から合法的に土地を購入したことを証明する文書を持たない場合や（第七、八項）、ワクフ地や私有地の文書に記載された日付と *DM* に記載された日付に整合性がない場合（第九項）は国庫に接収されることが定められた。このように、十／十六世紀以降に行われたワクフ地や私有地の確定は、どの時点でワクフ地化・私有地化がなされたかという点と、文書と *DM* の記録が揃っているかという点が審査の焦点になった。このため、通常 *DJ* には、*DM* からの引用として、その土地がいつ誰によって国庫から購入されたか、そしてその後どのような経緯で現権利者のワクフ地あるいは私有地になったかなど、審査の過程で必要とされた情報が書き込まれたのである[43]。

しかし、前述の村のワクフ地に関しては、*DM* の情報が欠落しているため、権利者が持つ文書の内容を *DM* で確認することができない。そこで、「『八七二年の要約台帳』によれば、（この村は）イクター保有者たち（の土地）とワクフ地である」と引用し、「二つの台帳を参照すると、イクター地の一つであった」とし、この土地がマムルーク朝期にイクター

［表３］：『872 年の要約台帳』の引用箇所について

| | 史料 | 引用箇所 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | *Ijmāl*の引用理由 | *Tuhfa* との類似性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4641:135a | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ×:土地の区分が異なる |
| 2 | *DJ* 4652:189a | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ○:一致 |

［表４］：『891 年の要約台帳』の引用箇所について

| | 史料 | 引用箇所 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | *Ijmāl*の引用理由 | *Tuhfa* との類似性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4641:101a | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ×:面積、記述内容異なる |
| 2 | *DJ* 4645:14b | 村概要 | × | – | 情報の補完 | ○:一致。*Tuhfa* より詳。 |
| 3 | *DJ* 4622:81a | 村概要 | ○ | ×:異なる面積情報 | 情報の参照 | ○:面積情報一致 |
| 4 | *DJ* 4633:65a | 村概要 | ○ | ×:*DM*にない情報 | 情報の補完 | ○:一致 |

地からワクフ地化したものと結論づけたと見られる。結論から言えば、この土地はジャマーリー・アブド・アッラーのワクフ地として確定を受けたが、確定審査の際、*DM* の記録の欠落により、ワクフ地を確定するための代わりとなる情報を参照しようとした結果、『八七二年の要約台帳』を引用することになったと考えられる。しかし、八七一／一四六六―七年にワクフとされた土地の以前の状態を知るために、後述するより詳細な情報を収めた台帳を参照せず、ワクフ地とした後の時代に編纂された要約台帳を引用した理由はわからない。この背景には、詳細情報を収めた台帳に欠落があったか、あるいは史料には表れない当事者間のやりとりがあったという推測も可能だろう。

以上から、『八七二年の要約台帳』の記録は、八七二／一四六七―八年のエジプト各村の土地分類・面積配分といった村の情報の要約を綴じた台帳と考えられる。

### 3.『八九一年の要約台帳 *Daftar al-Ijmāl sana 891*』

*DA* 及び *DJ* では、各台帳の最初に記される目次において、八九一年ジュマーダーⅠ月末日／一四八六年六月三日付の『八

九一年の要約台帳』に基づいて村を列挙している。[44]

目次以外で、『八九一年の要約台帳』が引用されている箇所は、*DJ* 中に四件ある。［表4］うち三件（no.1,2,4）は、前述の『要約台帳』や『八七二年の要約台帳』の引用例のように、耕作面積・土地分類・土地権利者のうち、*DM* にない情報、あるいは不足のある情報を補完するために引用されている。

no.3 の引用例では、第五ガルビーヤ県のマハッラ・アルマルフーム村 maḥallat al-marḥūm の概要情報において、*DM* では面積が三八三フェッダーンとされているのに対し、『八九一年の要約台帳』からの引用では、二三八二フェッダーンとされている。これは、*DJ* を編纂する際、あまりにも小さい数値を見て *DM* の記録を疑わしいとした書記官が、『八九一年の要約台帳』の面積情報を引用し、両台帳からの記録を参照できるように配慮したものと考えられる。

ミシェル Nicolas Michel は、『八九一年の要約台帳』は、検地や土地調査が行われた結果作成されたものではなく、財務上、収入の総計を知る上で必要とされ、情報の要約版として編纂されたものだとしているが、どの時代の記録かについて言及していない。[45] また、彼は『八七二年の要約台帳』の存在について触れていない。これは彼が研究で扱った *DA* に『八七二年の要約台帳』が引用されていないことによると考えられるが、Michel が述べるように、調査に基づかない単純な情報の要約であれば、約二〇年の間に二度も要約台帳を編纂する意味があるだろうか、また、それぞれの台帳名に編纂された年が付されているのはなぜだろうか。また、八七二／一四六七―八年から八九一／一四八六年の間に編纂された *Tuḥfa* の情報と『八七二年の要約台帳』、『八九一年の要約台帳』の記録に違いがあることから考えても、土地調査によって情報が更新され、二度の要約台帳の編纂が行われたと考える方が自然である。[46] よって、『八九一年の要約台帳』は、これまで見てきた要約台帳と同じ系統に属する台帳で、八九一／一四八六年の村の概要情報をまとめたものと考える。

## 4.『九一九年の詳細な台帳 *Daftar al-Aqsaṭ sana 919*』

*DM* 中に一件見られる。[47] 審査対象とされたワクフ地は、八七三／一四六八―九年にバルドバク Bardbak al-Aḥmadī が設定したワクフ地を九三〇年ラビーI月二八日／一五二四年二月四日にヤフヤー Yaḥyā b. Qānībāy min Qujqār にイスティブダール（istibdāl: 交換）し、九三六年ズール・ヒッジャ月一八日／一五三〇年八月一三日にヤフヤーが、ムスタファ・パシャ Muṣṭafā Bāshā Wilāyat al-Yaman …[?] に売却し、翌年ジュマーダーI月一五日／一五三一年一月四日に、ムスタファ・パシャがワクフ地としている。一方、*DM* の引用を見ると、「二つの台帳を参照し従う bi-mawjib muqābilat al-Daftarayn」とあり、その下に *DM* からの引用として、ムハンマド Muḥammad b. Khushkaldī al-Nāṣirī min Khamsa が八四六／一四四二年にタナム al-jināb al-Tanam al-ṣāḥibī から土地を購入し、私有地としたことが記されている。そしてその下に、『九一九年の詳細な台帳』からの引用として、バルドバクのワクフ地であったことが記されている。さらに、紙葉の左半分に記される九三三／一五二七年の土地調査の記録でも、バルドバクのワクフ地であったことが示されている。

ここで『九一九年の詳細な台帳』を引用しているのは、確定されたワクフ地がもともとバルドバクのワクフ地をイスティブダールした事実が *DM* には記されていなかったため、引用されたことがわかるが、個々の土地についてある程度詳しい情報を記している点で、先述した要約台帳とは異なる種類の台帳と考えられる。しかし、*DM* 中に一例しか見られないため、この台帳がどのような情報を含んでいたかについての詳細については不明である。また台帳名についても、これが正式名称なのかはわからない。

### 5.『私有地とワクフ地台帳 *Daftar al-Amlāk wal-Awqāf*』

この台帳の引用事例は *DJ* 中の村概要情報に一件、村詳細情報に一四件見られる［表5］。「新規定」によると、第一三

［表５］:『私有地とワクフ地』台帳の引用箇所について

| | 史料 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | 引用理由 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4626:245b | × | – | 情報の補完 |
| 2 | *DJ* 4638:39a | × | – | 情報の補完 |
| 3 | *DJ* 4641:19b | × | – | 情報の補完 |
| 4 | *DJ* 4639:4b | × | – | 情報の補完 |
| 5 | *DJ* 4626:54b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |
| 6 | *DJ* 4626:148a | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |
| 7 | *DJ* 4626:221b | ○ | × | ？（日付しか記されていない） |
| 8 | *DJ* 4634:102a | ○ | ○: 一致 | 情報の補完 |
| 9 | *DJ* 4634:106a | ○ | ○: 一致 | 情報の補完 |
| 10 | *DJ* 4638:80b | ○ | × | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |
| 11 | *DJ* 4652:247a | ○ | × | 情報の補完 |
| 12 | *DJ* 4652:246b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |
| 13 | *DJ* 4641:35a | ○ | × | 情報の補完 |
| 14 | *DJ* 4641:37b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |
| 15 | *DJ* 4639:28b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） |

項で、*DM* に必要な情報が記載されていない場合に参考するものとして、『私有地とワクフ地 *Emlâk ve Evqâf*』があげられている。この台帳にはまずワクフ設定者の名前が書かれ、その下にその人物のワクフ地の名前と詳細が書かれ、それが一つの村全部なのか、一部なのか、あるいは飛び地なのかが記されている。ただし、この台帳にはエジプトにおける全てのワクフ地が記録されているわけではない[48]。

一五件中三件（no.1,2,4）が、*DM* に記録がない場合にこの台帳が引用され、通常 *DM* から引用される土地分類・権利者に関する情報の補完をしている。no.3 も同様に、*DM* に記録がない場合であるが、『私有地とワクフ地台帳』から引用されている情報は、土地が国庫から売却された日付とその購入者を記している。

また、no.5,6,10,12,14,15 の六件が、土地が国庫から法的に購入されたことを示す際に引用されている。例えば、no.5 の事例では、*DM* からの情報として、元々イクター地だった土地が、九一四／一五〇八―九年にバイバルス Baybars al-Mu'ayyadī の軍事リザク地として設定されたこと、そして彼が国庫からその土地を購入したことを引用しているが、その後さらに『私

有地とワクフ地台帳』を引用して、バイバルスが国庫からこの土地を法的に購入したことを示している。同様にして、他の事例も、国庫からの土地の法的購入について言及している。

no.11は、ダミエッタ県のシュブラー・アルバフー村 Shubrā al-Bahū の村概要情報で引用されている。*DM* の情報では、この村を計七アスバーウ（asbāʿ、単数形 subʿ：七分の一）とすると、三分の二スブウがムフタール・アルフサーミー Mukhār al-Ḥusāmī のワクフ地、六と三分の一スブウがイクター地であり、その内訳は、軍人（jund）とマムルークの子孫で構成されるハルカ騎士（ḥalqa）が三と二四分の五スブウ、アラブ遊牧民（ʿurbān）に二と二分の一スブウ、残りはその他のイクター保有者である。この下に、「『私有地とワクフ地台帳』では、国庫からの購入により、バイバルス Baybars al-Muʾayyadī（の私有地）：一スブウ、と定められた」と記されている。残りのイクター地の一部がバイバルスの私有地になったことを示していると考えられるが、この場合、『私有地とワクフ地台帳』の情報の方が *DM* の情報よりも新しい情報であり、『私有地とワクフ地台帳』を引用して情報の更新をしたものと見られる。

no.13は、確定されたワクフの設定者、ジャマーリー・ユースフ al-Jamālī Yūsuf naqīb al-juyūsh は、*DM* において、この土地のイクター保有者として記されている。一方、『私有地とワクフ地台帳』の引用では、この土地はスルターン・グーリーの所有であったことが示されており、*DM* の情報と矛盾する。『私有地とワクフ地台帳』の情報を併記することで、様々な情報を審査したうえで確定に至ったことを記録する意図があったと見られる。

『私有地とワクフ地台帳』は、「新規定」中にも説明があるように、私有地とワクフ地に特化した土地台帳であり、土地が国庫から売却され、個人の私有地となったり、その後ワクフに設定されたりすると、それ以降その土地に関する記録が、この台帳に登記されていったと考えられる。それゆえ、私有地やワクフ地が、いつ誰によって国庫から購入されたのかを明示する必要がある時に、この台帳が *DM* に引用されたと考えられる。

## 6.『チェルケス慈善台帳 *Daftar al-Aḥbās zaman al-Jarākisa*』

この台帳も、『私有地とワクフ地台帳』と同様に、「新規定」中に登場する。「新規定」第一三項によると、審査の際、*DM* に必要な情報が記載されていない場合は、マムルーク朝の『慈善台帳 *Aḥbās Defterler*』を参照することが示されている。これには、リザク地の元々の状態や、国庫からの購入を通じて流出した土地について記されており、ワクフ地や私有地の文書の写しも記されていたという[49]。

*DJ* 中のマムルーク朝期の記録が *DM* に基づいているように、*DA* のマムルーク朝期の記録は、『チェルケス慈善台帳』に基づいている。Michel によると、この台帳は、『チェルケス慈善台帳アトフィーフ県第一巻』のように、行政県ごとに編纂されており、各行政県で巻に分けられている。各行政県の巻数は、バフナサー県については第二八巻、第三三巻、ガルビーヤ県については第一四六巻が引用されていることから、多くの巻を有していたと推測している[50]。実際、*DJ* で引用されている例［表6］を見ても、no.2 は『チェルケス慈善台帳アシュムーナイン県第二九巻 *Daftar al-Aḥbās min al-Jarākisa min al-jild al-tāsi' wal-'ashrīn min al-Ashmūnayn*』、no.4 は『チェルケス慈善台帳 一三八巻 *Daftar al-Jarākisa al-Aḥbāsī min al-jild 138*』とあり、県ごとにかなりの分量があったと考えられる[51]。

Michel によれば、『チェルケス慈善台帳』がこれほどの分量を持つ理由として、慈善リザク地の授与証（tawqīʿ）が全て台帳に書き写された可能性があること、そして、台帳が長い間受け継がれ、使われてきたことを指摘する。台帳の成立年代に関しては、Michel は、ナースィル検地以降のものとしている。『チェルケス慈善台帳』から引用される情報には、最も古いもので六六〇／一二六一―二年や六九〇／一二九一―二年という日付が見られるが、これはオスマン朝期に *DA* を編纂した際に書写者が誤って数字を書き写したものと推測している。そして、最も新しい授与証の日付が、オスマン朝に征服される直前の九二二／一五一六年であり、このことから、オスマン朝征服直前まで台帳が使われていたと考えてい

［表６］：『チェルケス慈善台帳』の引用箇所について

| | 史料 | 引用箇所 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | 引用理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4625:48b | 村概要 | × | – | 情報の補完（面積と土地分類） |
| 2 | *DJ* 4625:210b | 村概要 | ○ | ×:*DM*にない情報 | 情報の補完（権利者についてかなり詳しい記述） |
| 3 | *DJ* 4645:78a | 村概要 | ○ | ×:土地の種類異なる | 情報の補完 |
| 4 | *DJ* 4622:99b | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |
| 5 | *DJ* 4634:109b | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |
| 6 | *DJ* 4634:122b | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |
| 7 | *DJ* 4621:8a | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |
| 8 | *DJ* 4633:10b | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |
| 9 | *DJ* 4625:59b | 村詳細 | × | – | 情報の補完 |

る。しかし、事例は少ないものの、デルタ地方に関しては、九二四／一五一八年の日付も見られるという。ただし、これは授与証ではなく、調査官（kāshif）の報告に基づいて記されているという[52]。

一方、*DJ* 中に見られる no.9 は、九二九／一五二二―三年の日付で慈善リザク地について記されており、この台帳がオスマン朝征服以後もしばらく使われていたことを示唆している。

また Michel は、『リザク地目録 *Daftar Mujamma ʿāt al-Rizaq*』と『慈善リザク地要約台帳 *Daftar Ijmāl al-Rizaq al-Aḥbāsīya*』が引用されていることを指摘し、『チェルケス慈善台帳』に付随して、このような台帳が存在していたことを示した。*DJ* に見られる no.8 の『旧慈善台帳とその要約クース県第八巻 *Daftar al-Aḥbāsī al-qadīm wa min al-Ijmāli-hi min al-jilda al-thāmin bil-Qūsīya*』の事例からも、要約版があったことをうかがい知ることができる。Michel は『リザク地目録台帳』と『慈善リザク地要約台帳』は呼び方が異なるだけで、同じ台帳を指すものと推測しているが、これについてはより慎重な検討が必要だろう[53]。

さて、*DJ* のこの台帳の引用事例を見ていくと、九件中三件（no.1,2,3）が村概要の部分で引用され、残りは詳細部分で引用されている。no.1 は、面積と土地分類についての情報を引用している。no.2 は、*DM* にない情報を引用して情報を補完したものと見られるが、授与証の内容をすべて書写したと思

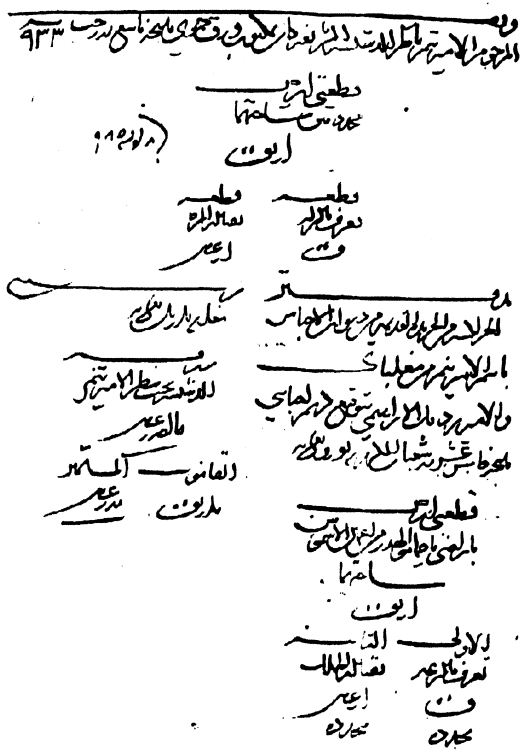
われるほどその記述は詳細である。[54] no.3 は、*DM* からの引用では私有地とされている物件が、『チェルケス慈善台帳』では同一権利者のワクフであることを示し、異なる情報を参照したものと見られる。

no.4 は村詳細情報の部分で引用されており、八七二／一四六七―八年にマフムード Maḥmūd b. Khayrbak が設定したワクフが確定されているが、その経緯として、八五一／一四四七―八年タグリー・ビルディー Taghrī Birdī al-Sūdūnī が国庫から購入した後、土地権利がマフムードに移り（intiqāl）、ワクフとされたことが明記されている。これについて *DM* の引用はなく、代わりに『チェルケス慈善台帳』を引用して、この土地が八四三／一四三九―四〇年慈善リザク地として上述のタグリー・ビルディーに授与されたことを示している。すなわち、タグリー・ビルディーが国庫から購入した土地についても、ワクフ地となった土地が、どこから売却されたかを知るために、この台帳を引用している。

ここで、台帳の名称に注目すると、no.1,4,5,7 は *Daftar al-Jarākisa al-Aḥbāsī*、*no.2* は *Daftar al-Aḥbās min al-Jarākisa*、no.3,8 は *Daftar al-Aḥbās al-Qadīm*、no.6 は *Daftar al-Aḥbāsī*、no.9 は *Daftar al-Jarākisa min al-Jarīda al-Qadīma min Dīwān al-Aḥbās*［図2］として登場する。名称は異なるが、これらが持つ情報の類似性から、同一の台帳と見て間違いないと考える。また、台帳名のアフバース（aḥbās: 慈善）、アフバースィー（aḥbāsī: 慈善の）の語から、この台帳が単に慈善リザク地に関する情報だけを収めていたというだけでなく、慈善庁（Dīwān al-Aḥbās）が管轄する土地情報を収め、同庁により管理されていた台帳であることを示していると考えられよう。

これらの台帳がいつ頃から使用され始めたかについては、*DA* のマムルーク朝期の記録部分に、『ナースィル・ムハンマドの検地からのチェルケス慈善台帳 *Daftar al-Jarākisa al-Aḥbāsī ʿan al-Rawk al-Nāṣirī Muḥammad b. Qalāwūn*』と記されていることから、それがナースィル検地からつけ始められたと推察できる。[55] Michel が数字の書き間違いとした六〇〇／一二〇〇年代のナースィル検地以前の記録については、ナースィル検地後、台帳が新たに編纂された後も、それ以前の必要

［図 2］ *DJ* 4625: 59b



وقف
المرحوم الأمير تنم ناظر الدشيشة الشريفة -كان- بمكتوب ورق محوى تاريخه تاسع شهر رجب سنة ٩٣٣
قطعتي أرض
محددتين مساحتهما
٩٢

قطعة — قطعة
تعرف بالبركة — بقبالة [الملك]
٨٠ — ١٢

بدفتر — تربيع
الجراكسة من الجريدة القديمة من ديوان الأحباس
باسم الأمير من مغلباي
والأمير بردبك الإبراهيمي بتوقيع كريم أحباسي
تاريخه خامس عشر شهر شعبان المكرم سنة ٩٠٩

مغل سنة ٩٣٣
رزقة
الدشيشة تحت نظر الأمير تنم
١٢١
١/٢

قطعتي أرض — القانون — المستمر
بأراضي ناحية أبو الهدر من أعمال الأشمونين — ٩٣ — ٢٨
مساحتهما — — ١/٢
٩٢

الأولى — الثانية
تعرف [بالبركة] — بقبالة الملك
٨٠ — ١٢
محددة — محددة

な記録は台帳に記されたと考えれば解決する。

以上のことから、『チェルケス慈善台帳』とは、ナースィル検地以降記帳された慈善庁の管理する台帳であり、その内容は、慈善リザク地の授与証の写しが記されていたと考えられる。

## 7.『イクター台帳 *Daftar al-Iqṭā'āt*』

『イクター台帳』は、*DJ* 中に一三件見られる［表7］。このほとんど（no.2,3,5,7,9,10,12,13）が、イクター授与年月日を明示するために引用されている。*DM* の引用情報では、ほとんどの場合、イクターの授与年月日が記されることがない。このことは、そもそも *DM* にはイクター授与の日付が記されず、現状の権利者のみが記録されたことを示唆する。この情報の欠落を補うために、『イクター台帳』から、イクター授与の日付を引用していると考えられる。しかし、*DM* から引用される情報で、その土地がマムルーク朝期にイクター地だった事例は数多くあり、そのほとんどはイクターが授与された日付が記されていない。それにも関わらず、前述の事例に限って『イクター台帳』からイクター授与年月日が引用されたかは謎である。土地確定の審査の際に必要とされたためと考えられるが、なぜこれらの事例についてだけ日付が必要とされたかについては明らかでない。

例えば、no.2 では、九四七／一五四〇―一年にシハービー・アフマド al-Shihābī Aḥmad b. Ibrāhīm b. Taghrī Birdī が設定したワクフが確定されているが、シハービー・アフマドがこの土地をワクフとするまでの経緯は、九一四／一五〇八―九年にナースィリー・ムハンマド al-Nāṣirī Muḥammad b. ʿAlī b. Qānībak が国庫からこの土地権利を購入し、同年、父親のアラーイー・アリー al-ʿAlāʾī ʿAlī b. Qānībak に私有地の権利を委譲し（tamlīk）、九四七／一五四〇―一年、シハービーに権利が売却され、彼によってワクフとされるという流れである。これについて、*DM* の引用では、日付不明でナースィリー・ム

［表７］:『イクター台帳』台帳の引用箇所について

| | 史料 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | 引用理由 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4626:60b | ○ | ○: 一致 | ? |
| 2 | *DJ* 4626:116b | ○ | △: ムクターが異なる | 情報の補完（日付が明らか） |
| 3 | *DJ* 4626:158b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 4 | *DJ* 4626:167a | ○ | ○: 一致 | 情報の補完・参照（日付・その後のムクターが明らか） |
| 5 | *DJ* 4626:167b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 6 | *DJ* 4622:67b | ○ | ○: 一致 | 国有地売却からワーキフの手に渡るまでの土地の売却経路が詳しく記される |
| 7 | *DJ* 4622:169b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 8 | *DJ* 4622:198a | ○ | × | 情報の参照(『イクター台帳』からの引用は「情報なし」と記載されているのみ) |
| 9 | *DJ* 4622:198b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 10 | *DJ* 4622:238b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 11 | *DJ* 4634:143a | ○ | ×: ムクターが異なる | 情報の補完（日付が明らか） |
| 12 | *DJ* 4652:192b | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |
| 13 | *DJ* 4642:200a | ○ | ○: 一致 | 情報の補完（日付が明らか） |

ハンマドとその兄弟アフマド Aḥmad b. ʿAlī b. Qānībak とユースフ Yūsuf b. ʿAlī b. Qānībak のイクター地であったことが示されている。その後『イクター台帳』が引用され、八九三／一四八七―八年の日付で、アラーイー・アリーと息子ムハンマド、アフマド、ユースフ、彼らの子供たちのイクター地として示されている。ここでは、ムハンマドの父親アリーの代の情報を『イクター台帳』から引用しており、*DM* の情報より古い情報だと考えられるが、なぜ敢えて『イクター台帳』からこの情報を引用し、記したかは不明である。

また no.4 では、ムハンマド Muḥammad b. Jakam が九一七／一五一一―二年に設定したワクフが確定されている。*DM* の引用情報では、ワクフ設定者であるムハンマドとその兄弟のアフマド Aḥmad b. Jakam のイクター地として記されており、その後に引用される『イクター台帳』の引用では、八八七／一四八二―三年の日付でムハンマドとアフマドのイクター地であることが示されているが、その後九一八／一五一二―三年にカーイトバーイ Qāytbāy min Qānṣūh min Yashbak に授与され、同年、再びムハンマドと

アフマドに授与されたことが記されている。しかし先述のように、*DJ*では、この土地は九一七年にムハンマドが設定したワクフ地として確定されており、『イクター台帳』の記述と矛盾する。これには、ムハンマドが行なったワクフの設定が『イクター台帳』やその他の台帳に登記されていなかった、あるいは誤って登記されていたなどの帳簿上のミスがあった可能性が考えられる。しかし、*DJ*中左半分に記される九三三／一五二七年の土地調査の記録で、確定内容と同様の情報が記されていたことから、これが決め手となり確定に至ったものと推測される。ここで敢えて『イクター台帳』からの異なる情報を記載することで、確定までの審査過程を示す意図があったと考えられる。no.8,11も同様の目的で『イクター台帳』が引用されていると考えられる。

no.6の事例では、九一〇／一五〇四―五年にイクターを授与されたイブラーヒーム Ibrāhīm b. Yūnis b. Barsbāy al-Ḥasanīが同年、国庫からこの土地権利を購入したことを示し、その後この土地の権利が、確定されたワクフの権利者の手に渡るまでの一連の経緯に関する情報を引用し、必要な情報の補完をしている。

以上の事例から、『イクター台帳』は、イクター地に関する詳細情報を登記した台帳であり、イクターの授与が行われる都度、授与された日付と共に権利者の名前が登記されていった台帳だと考えられる。

### 8.『ムラッバウ台帳 *Daftar al-Murabba'āt*』と『ムラッバアート台帳 *Daftar al-Murabba'āt*』

台帳の名称にあるムラッバウ（複数形：murabba'āt）とは、元来、正方形や四角形を意味する語だが、マムルーク朝期には、スルターンの命により軍務庁長官が発行する各種書状を受けて、軍務庁の書記官が記録庁（Dīwān al-Inshā'）に向けて発行したイクターに関わる公文書を、その紙の形状からムラッバウの女性形ムラッバア（waraqa murabba'a、複数形：murabba'āt）と呼んだ[56]。この台帳の引用は、*DJ*中に四例ある［表8］。no.1は、『チェルケス期のムラッバウ台帳 *Daftar*

［表８］：『ムラッバウ台帳』の引用理由について

| | 史料 | 引用箇所 | *DM*の引用 | *DM*の情報との類似性 | 引用理由 | *Tuhfa* との類似性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *DJ* 4626:222b | 村概要 | ○ | ×:*DM*にない情報 | 情報の補完（面積） | ○: 一致 |
| 2 | *DJ* 4633:57b | 村概要 | ○ | ×:*DM*にない情報 | 情報の補完（権利者） | ○: 一致 |
| 3 | *DJ* 4622:237b | 村概要 | ○ | ×:*DM*にない情報 | 情報の補完（国有地の法的購入を証明） | ×:922 年の記録 |
| 4 | *DJ* 4625:30a | 村概要 | × | ×:*DM*にない情報 | 情報の参照（国有地の法的購入を証明） | ×:922 年の記録 |

*al-Murabbaʿ zaman al-Jarākisa*』からの引用で、引用情報は耕作面積である。no.2は、『アシュラフ・シャーバーン・ブン・フサインの時代の七七七年シャッワール月末日までに決定された事柄についての黄色の皮表紙に綴じられているムラッバウ台帳 *al-Daftar al-Murabbaʿ bil-jild al-asfar ʿammā istaqarra ʿalayhi al-ḥāl ilā ākhir shahr shawwāl sana 777 ʿan zaman al-Ashraf Shaʿbān b. Ḥusayn*』とある。ここで引用されている情報は、ザルニーフ Zarnīkh とクーム・アルシカフ Kūm al-Shiqaf 村の権利者について、「かつてアミールであるハリール Khalīl b. Tankizbughā であり、現在は、ムハンマド Muḥammad b. al-amīr Jarbāsh al-Muḥammadī である」という記録である。ここでいう「かつて」と「現在」は一体いつの時代を指すのだろうか。その答えは *Tuhfa* にある。*Tuhfa* の序章には、*Tuhfa* に記される税収高の合計額は、七七七年シャッワール月末／一三七六年三月二二日の記録であることが明記されている[57]。そして、『ムラッバウ台帳』から引用されている情報は、*Tuhfa* のザルニーフとクーム・アルシカフ村の情報と完全に一致する[58]。このことから、「かつて」はシャーバーン二世 al-Ashraf Shaʿbān 期（在位七六四―七八／一三六三―七七）を、「現在」は *Tuhfa* が編纂されたと考えられているカーイトバーイ期を指すものと考えられる。

台帳の題名から、この台帳は七七七年シャッワール月末日／一三七六年三月二二日時点の記録が記されていることは確かである。しかし、その後カーイトバーイ期まで継続的に利用されたのか、あるいはシャーバーン二世期とカーイ

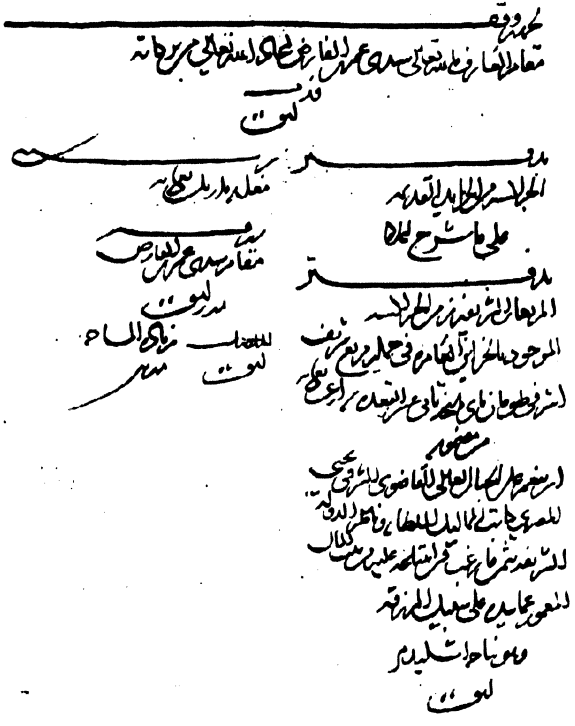
トバーイ期のある時点での記録を併記しただけのものなのかについて明らかにすることはできない。これについては、*Tuḥfa* も含めて検討する必要があるだろう。台帳の内容は、*Tuḥfa* に見るように、各村の面積や税収高といった数的情報と、その村の土地分類と権利者がごく簡単にまとめられたものと考えられる。

一方、村の概要情報で引用されている上記二件と比較して、村の詳細情報で引用されている二件からはより詳しい別の情報が記されている。また、前述の二例と比べて、台帳名も若干異なる。no.3 は、『高貴なるディーワーン（dīwān: 官庁）の金庫にあるチェルケス期のムラッバアート台帳 *Daftar al-Murabba'āt zaman al-Jarākisa al-mawjūd bil-khazā'in al-'āmira bil-dīwān al-sharīf*』とある。ここでは、この台帳から引用された情報として、確定されたワクフの寄進者ヤシュバク Yashbak al-Faqīh min Muṣṭafā が九二二／一五一六―七年に国有地を法的に購入したことを証明する情報を記している。*DM* の情報では、確定した土地の一区画に関して、八六五／一四六〇―一年にファーティマ Fātima ibna Jānibak al-'Alā'ī zawja Kumushbughā al-Abū Bakrī がワクフに設定したことと、別の区画で同年に慈善リザク地が設定されていることが記されたのが最後で、ヤシュバクがどのようにワクフ設定をしたのかを知ることができない。このため、最新の情報を記した台帳が引用されたと考えられる。引用部分では、「スルターンの命令書によれば bi-marsūm sharīf」という書き出しで、ヤシュバクが国有地を購入したことを記している。

no.4 は、『九二二年ズー・アルカーダ月二二日／一五一六年一二月七日付のアシュラフ・トゥーマーン・バーイの高貴なる文書群に関する金庫にあるチェルケス期の高貴なるムラッバアート台帳 *Daftar al-Murabba'āt al-sharīfa zaman al-Jarākisa al-mawjūd bil-khazā'in al-'āmira fī jumula murabba' sharīf Ashrafī Tūmān Bāy tārīkh-hi 'ashar al-qa'ada sana 922*』とある［図3］。この内容として（min maḍmūni-hi）、ヤフヤー al-Sharafī Yaḥyā al-Miṣrī kātib al-mamālīk al-sulṭānīya wa nāẓir al-dawla al-sharīfa が、アシュムーナイン県のイトリーディム村 Itlīdim の一部を国庫から購入したことを引用している。

no.3 と no.4 は、その台帳名から同一台帳であると見られる。注意すべきは、no.1 と no.2 の台帳名が「ムラッバウ」と

［図 3］ *DJ* 4625: 30a



بجهة وقف
مقام العارف بالله تعالى سيدى عمر بن الفارض أعاد الله تعالى من بركاته
فدن
٤٠

بدفتر
الجراكسة من الجريدة القديمة
على ما شرح أعلاه

بدفتر
المربعات الشريفة زمن الجراكسة
الموجود بالخزائن العامرة في جملة مربع شريف
أشرفي طومان باي تاريخه ثاني عشر القعدة سنة ٩٢٢

من مضمونه

أن ينعم على الجناب العالى القاضوى الشرفي يحيى
المصرى كاتب المماليك السلطانية وناظر الدولة
الشريفة بثمن ما رغب من ابتياعه عليه من بيت المال
المعمور عما بيده على سبيل الرزقة
وهو بناحية إتليدم

٤٠

تربيع
مغل سنة ٩٣٣
رزقة
مقام سيدى عمر بن الفارض
٤٨

| الأصل | زيادة المساحة |
| --- | --- |
| ٤٠ | ٨ |

単数形であり、no.3,4は、「ムラッバアート」と複数形である点である。また、内容を見ても、no.3,4が土地に関する具体的な情報を有しているのに対し、no.1,2は面積と権利者の簡単な記述に留まる。台帳の名称が異なるだけでなく、明かに内容が異なることから、現段階でno.1,2とno.3,4の台帳を同系統の台帳とすることは安易だろう。

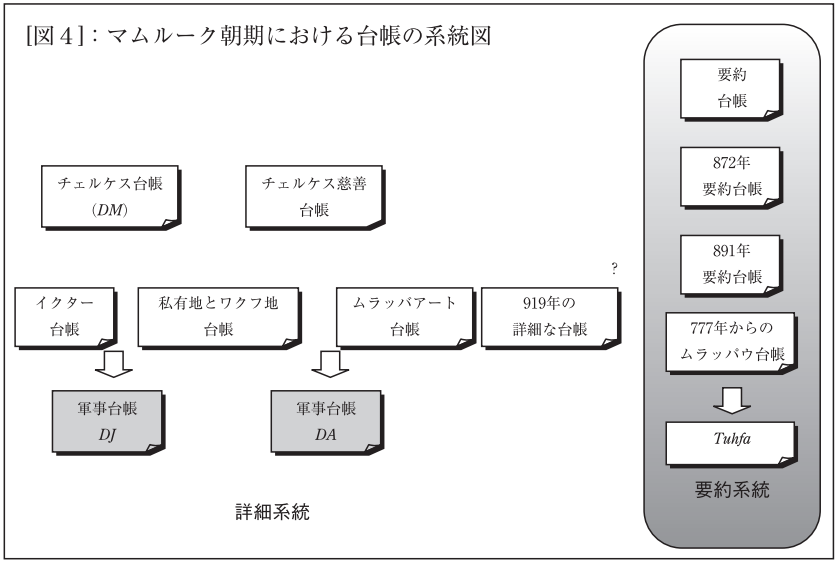
その記述内容の詳細さから、no.3,4は台帳名の通り、軍務庁発行のムラッバアを綴じたもの、あるいはその写しを綴じたものと考えられる。軍務庁からムラッバアを受け取った後、記録庁はムラッバアに従い、イクター授与証（manshūr）を作成、発行する。イクター授与証を発行した後、ムラッバアは綴じられ、記録庁に保管された[59]。これに従うと、この台帳は、イクター授与に関わる重要文書を綴じた台帳だったと考えられる。

他方、no.1,2はその記述内容から同じ台帳と見られる。そして、no.2の台帳名にあるように、シャーバーン二世期の土地記録が記された台帳であり、その記述内容から、各村の面積・税収高・土地分類・権利者といった、*DJ*の村概要で示される情報を記した要約台帳の種類に入るのではないかと推測される。

## おわりに

以上、マムルーク朝期の様々な台帳について見てきたが、大きくわけて、村の個々の土地についての情報（種別、所有・保有者、経緯、収穫高など）を記載する詳細系統（mufaṣṣal）の台帳と、村や地区ごとにそれらを概括した要約情報を記録する要約系統（ijmāl）の2系統の土地台帳の存在が確認できる［図4］。

それでは、*DM*―『古い帳簿から成るチェルケス台帳』とは一体どのような台帳だったのだろうか。*DJ*中に引用される*DM*からの情報は、村の概要部分では、耕作面積、リザク地面積、土地分類、土地分類比である。また続く村の詳細部分では、イクター地、軍事リザク地、私有地、ワクフ地の権利者や、土地が国有地から売却された情報、土地のワクフ




化に関する情報などが引用される。このことから、*DM* は、各村の概要情報と詳細情報の両方を併せ持つ台帳であることがわかる。しかし *DM* が持つ村の詳細情報は、あくまでもイクター地、軍事リザク地、私有地、ワクフ地といった、軍務庁に関わる土地だけであり、その他の官庁が管轄する土地についての詳細な情報を含まない。このことから、*DM* はエジプトの軍務庁管轄の土地記録を総合的に収めたものであり、軍務庁によって記録・管理されていたものと考えられる。

ヌワイリーによると、バフリー期において軍務庁が管理していた帳簿（jarīda）は三種類ある。一つは、『軍務帳簿 *Jarīda Jaysh*』であり、これはイクター保有者や官職保有者の名前を登記した名簿であり、それぞれの名前の下には、何年からイクター収入を受け始めたか、誰からそのイクター地を引き継いだかが記され、名前の部分には、その者が保有するイクター地の税収高が明記された。イクター授与や移動があると、そのイクター地の下に、移動があった日付と元の保有者の名が記される、という処理が行われた。これに付随するのが、『徴税者帳簿 *Jarīda bi-Asmā' Arbāb al-Nuqūd wal-Makūlāt*』であり、イクター授与証の記載内容に従ってイクター保有者に現金や現物によるイクター収入が納められると、イクター収入の二重取

りや間違いなどを防ぐために、イクター収入の受け取りの日付が記帳される帳簿であったという。この他に軍務庁が管理していた帳簿には、『イクター帳簿 *Jarīda Iqṭāʿ*』があり、これは（マムルーク朝の領有する）全地域とそれぞれの土地財源を記載し、その内の軍務庁管轄の土地の最新の税収高が記されているという。それぞれの地域にそのイクター地を保有する者の名前を一人一人登記し、そのイクター地が村々（nawāḥī）や地区（jihāt）の全体を含むものかについて記されている。イクター保有者が移動した際、間違いや相違が起こらないよう、軍務庁の帳簿方が直ちにその変更を記録した[60]。

ヌワイリーの記述がナースィル検地以後の状況を述べているかについては明らかではない。またこれらの帳簿がチェルケス期にも同様に存在したかは知ることができない。他方、*DJ* 中に引用されるマムルーク朝の台帳の名称が同朝下でもそのように呼ばれていた正式名称であったかについては確証を得ない。よって、現段階で *DM* とヌワイリーが挙げる軍務庁の管理する帳簿とを結びつけることはできないが、『軍務帳簿』や『徴税者帳簿』が「人」を中心とした帳簿であるのに対し、『イクター帳簿』は「地域」を中心にした帳簿であるという点で、*DM* は『イクター帳簿』に近いものではないかと考える。

*DM* と対をなす台帳として、慈善庁の『チェルケス慈善台帳』があり、マムルーク朝のリザク地は、軍務庁が記録・管理する *DM* と、慈善庁が管理する『チェルケス慈善台帳』によって管理されていたと考えられる。*DM* がいつ頃から使用され始めたかについては明らかではないが、『チェルケス慈善台帳』と同様に、バフリー期から受け継がれたと考えるのが自然であろう。この二つの台帳は、その後、一六世紀半ば以降オスマン朝が新たに台帳を編纂する際の下敷きとなり、*DJ* 及び *DA* が編纂されたものと考えられる。それゆえに、*DJ* は軍務庁の台帳として *Daftar Jaysh*、*DA* は慈善庁の台帳として *Daftar Ahbāsī* の名で知られるようになったのではないだろうか。

本稿では、オスマン朝へのマムルーク朝期の台帳群の提出事情から、チェルケス期において、ジーアーン家が代々軍務庁の帳簿方職を務め、この帳簿方職が軍務庁の管轄する土地記録を管理していたことを明らかにした。また、*DJ* 中の引

用記事の分析から、オスマン朝に引き継がれたマムルーク朝期の台帳群の復元を試み、約十種類の台帳がマムルーク朝時代に作成・保管され、オスマン朝に伝わったことを明らかにした。これらの台帳は、マムルーク朝が征服された後も、オスマン朝治下で、土地調査や土地の確定審査のための資料として利用され続け、一〇一六／一六〇七―八年、エジプト総督ムハンマド・パシャ Muḥammad Bāshā Qūl Qīrān（在位一〇一六―一〇／一六〇七―一一）によって *DM* を用いた審査方法の終了が宣言されるまで利用された[61]。今回マムルーク朝における各種の土地記録の存在が明らかになったことは、マムルーク朝の土地行政とその事務についての研究の端緒となるだけでなく、オスマン朝の支配との連続性についての検討の道を拓くものともなるであろう。

また、本論文の検討から、*Tuḥfa* が『アシュラフ・シャーバーン・ブン・フサインの時代の七七七年シャッワール月末日までに決定された事柄についての黄色の皮表紙に綴じられているムラッバウ台帳』を基にしていることが明らかとなった。今後は、*DM* と *Tuḥfa* 及び *Intiṣār* の記録を比較し、これらがいつ頃の記録であるか、また書写された目的や、なぜこの二種の記録のみが伝世しているかについて再検討することを課題としたい。

## 史料

*A ʿyān*: al-Ṣafadī, *A ʿyān al-ʿAṣr wa A ʿwān al-Naṣr*. 6 vols., Dimashq: Dār al-Fikr (1998).

*Badā ʾiʿ*: Ibn Iyās, *Badā ʾiʿ al-Zuhūr fī Waqā ʾiʿ al-Duhūr*. Muḥammad Muṣṭafā (ed.), 5 vols., Wiesbaden: Franz Steiner Publishing House (1960-75).

*Dalīl*: Ibn Taghrī Birdī, *al-Dalīl al-Shāfī ʿalā al-Manhal al-Ṣāfī*. 2 vols., al-Qāhira: Dār al-Kutub al-Miṣrīya (1998).

*Daw*: al-Sakhāwī, *al-Ḍaw al-Lāmiʿ li-Ahl al-Qarn al-Tāsiʿ*. 12 vols., al-Qāhira: Dār al-Kitāb al-Islāmī (n.d).

*Durar*: Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina fī A‘yān al-Mi’a al-Thāmina*. 5 vols., al-Qāhira: Umm al-Qurā lil-Ṭibā‘a wal-Nashr (1966-7).

Ibn Zunbul: Ibn Zunbul, *Wāqi‘at al-Sulṭān al-Ghūrī ma‘ Salīm al-‘Uthmānī*. ‘Abd al-Mun‘im ‘Āmir (ed.), al-Qāhira: al-Hay’at al-Miṣrīyat al-‘Āmma lil-Kitāb (1997).

*Inbā’*: Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, *Inbā’ al-Ghumr bi-Abnā’ al-‘Umr fī al-Tārīkh*. 9 vols., Bayrūt: Dār al-Kutub al-‘Ilmīya (1967).

*Intiṣār*: Ibn Duqmāq, *Kitāb al-Intiṣār li-Wāsiṭa ‘Iqd al-Amṣār*. E. Vollers (ed.) repr. Frankfurt am Main: Institute for the History of Arabic-Islamic Science at the Johann Wolfgang Goethe University (1992).

*Khiṭaṭ*: al-Maqrīzī, *al-Mawā‘iẓ wal-I‘tibār fī Dhikr al-Khiṭaṭ wal-Āthār*. Ayman Fu’ād Sayyid (ed.), 5 vols., London: al-Furqān Islamic Heritage Foundation (2002-4).

*Minaḥ*: al-Bakrī, *al-Minaḥ al-Raḥmānīya fī al-Dawla al-‘Uthmānīya wa Dhayl-hu al-Laṭā’if al-Rabbānīya ‘alā al-Minaḥ al-Raḥmānīya*. Laylā al-Ṣabbāgh (ed.), Dimashq: Dār al-Bashā’ir (1995).

*Nevādirü*: al-Diyārbakrī, *Nevādirü t-tevārīḫ*. Millet Library, Istanbul, MS. Ali Emiri Tarih 596.

*Nihāya*: al-Nuwayrī, *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*. 18 vols., al-Qāhira: Dār al-Kutub al-Miṣrīya (1923-55).

*Nuzha*: al-Ṣayrafī, *Nuzhat al-Nufūs wal-Abdān fī Tawārīkh al-Zamān*. Ḥasan Ḥabashī (ed.), 4 vols., al-Qāhira: Matba‘a Dār al-Kutub (1970-94).

Shujā‘ī: al-Shujā‘ī, *Tārīkh al-Malik al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn al-Ṣāliḥī wa Awlād-hu*. Wiesbaden: Franz Steiner Publishing House (1978).

*Sulūk*: al-Maqrīzī, *Kitāb al-Sulūk li-Ma‘rifa Duwal al-Mulūk*. Muḥammad Muṣṭafā Ziyāda et al. (eds.), 4 vols., al-Qāhira: Matba‘a Dār al-Kutub (1939-73).

*Ṣubḥ*: al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-Aʿshā fī Ṣināʿat al-Inshāʾ*. 14 vols., al-Qāhira: Wizārat al-Thaqāfa wal-Irshād al-Qawmī (1913-22).
*Tuḥfa*: Yaḥyā b. al-Jīʿān, *Kitāb al-Tuḥfa al-Saniyya bi-Asmāʾ al-Bilād al-Miṣriyya*. al-Qāhira: Maktabat al-Kulliyāt al-Azhariyya (1974).
*al-Tuḥfa al-Bahiyya*: al-Bakrī, *al-Tuḥfat al-Bahiyya fī Tamalluk Āl ʿUthmān al-Diyār al-Miṣriyya*. al-Qāhira: Matbaʿa Dār al-Kutub wal-Wathāʾiq al-Qawmīya (2005).

## 註

（1） マムルーク朝におけるイクター制の確立とマムルーク体制の成立に関しては、佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会―イクター制の研究―』山川出版社（一九八六）、一五五 - 二四六頁、*Sato Tsugitaka, State and Rural Society in Medieval Islam : Sultans, Muqaʿs and Fallahun*. Leiden: E.J. Brill (1997), 77-104, 124-61を参照。五十嵐大介「マムルーク体制とワクフ―イクター制衰退期の軍人支配の構造―」『東洋史研究』六六 - 三三一（二〇〇七）は、後期マムルーク朝においては、イクター制に代わり、ワクフ経営がマムルークの権力と支配を維持するための基盤になったとして支配構造の変化を論じたが、後期マムルーク朝にイクター制が消失することはなく、イクター制は依然国家体制の基盤として存続し続けた。これらの研究においても、土地文書記録は用いられていない。

（2） 両史料に関する研究には、Jean-Claude Garcin, *Un centre musulman de la Haute-Égypte médiévale: Qūṣ*. Cairo: IFAO (1976), 453-9; Heinz Halm, *Ägypten nach den mamlukischen Lehensregistern*, 2 vols. Wiesbaden: Ludwig Reichert Verlag (1979-82), vol.1, 30-4があるが、作者と記録の時代特定の考察に留まり、これらの史料が何を出典とし、どのような目的を持って写されたものかについて明確な答えが出ていない。このような中、Nicolas Michel, "Villages désertés, terres en friche et reconstruction rurale en Égypte au début de l'époque ottoman", *Annales Islamologiques* 36 (2002), ANNEXE 2, 235-48は、オスマン朝『軍務台帳』*DJ* 4638と *Intiṣār* 及び *Tuḥfa* のブハイラ県各村の耕作面積の数値を比較し、史料間の数値の相違は、土地調査によって記録が更新されていたことを示すが、大部分の記録はナースィル検地時の記録を基にしていると論じた。これについては他の県の情報を見ながら慎重に検討する必要があるだろう。

（3） *DJ* を主史料として利用した研究として、*DJ* 及び *DA*

から、国有地売却件数を具体的な数字で示し、マムルーク朝後期における国有地売却の増加と私的土地所有の拡大を指摘した Imād al-Dīn Abū Ghāzī, *Tatawwur al-Hiyāza al-Zirāʿiyya Zaman al-Mamālīk al-Jarākisa: Dirāsa fī Bayʿ Amlāk Bayt al-Māl*. Cairo: Ein For Human and Social Studies (2000) があげられる。また、デルタ地方の行政県を対象に、ナースィル検地時の耕作面積と九三三／一五二七年の耕作面積の変化を検討した Nicolas Michel, "Villages désertés, terres en friche et reconstruction rurale en Égypte au début de l'époque ottoman", *Annales Islamologiques* 36, 197-251 (2002) がある。*DA* を主史料に用いた研究には、オスマン朝初期エジプトにおける慈善リザク地について考察した Nicolas Michel, "Les <services communaux> dans les campagnes égyptiennes au début de l'époque ottoman", Mohammad Afifi, Rachida Chin, Brigitte Marino, Nicolas Michel et Isik Tamdogan (ed.), *Sociétés rurales ottomanes*. Cairo: IFAO (2005), 19-46 がある。

（4） 熊倉和歌子「マムルーク朝土地制度史研究における新史料：エジプト国立文書館所蔵オスマン朝土地台帳『軍務台帳』」『日本中東学会年報』二五 - 二（二〇〇九）。

（5） リザク地とは、そこからの収益が慈善目的のために充てられていた土地で、慈善リザク地と軍事リザク地に大別される。慈善リザク地は、そこからあがる収益が宗教的あるいはその他の慈善活動や村のコミュニティ維持のために充てられる土地で、モスクやザーウィヤ（修道場）といった宗教施設あるいは村の長（shaykh）や大工、村のモスクでフトバ（説教）を行う人物などに収益が配分された。一方、軍事リザク地は、老齢や障害のあるアミール（軍団長）、アミールの寡婦や孤児、マムルークの子孫であるアウラード・アンナース（awlād al-nās）に授与され、いわば受給者の生活保障を目的にした年金であった。マムルーク朝期には、原則免税地だったリザク地の保有者が増加したことに加え、国有地の売却による私有地やワクフ地の拡大が進んだ。オスマン朝征服後、エジプトのワクフ地、私有地、リザク地を再び国庫に戻し、土地財源を増やす策が採られた。九三一／一五二五年に『カーヌーンナーメ *Qānūnnāme-i Mısır*』が発布され、ワクフ地・私有地・リザク地の確定基準が初めて明文化され、さらに九五七／一五五〇年以降、*DM* を利用してマムルーク朝期の土地の状態と権利者の持つ文書を照合するという新たな方式で土地権利の審査と確定を行なうことが明文化された。本稿では、これを「新規定」と呼ぶ。*DJ* 及び *DA* は、「新規定」に即した基準でワクフ地・私有地・リザク地の確定を行なった際に編纂されていったものと考えられる。*DJ* 及び *DA* の編纂過程と *DJ* の内容については、熊倉和歌子前掲論文を参照。また、「新規定」の原文については、サシ Silvestre de Sacy が部分的に仏訳しており、オスマン語原文も併記している。Silvestre de Sacy, "Sur la nature et les revolutions du droit de propriété territorial en Égypt, depuis la conquête de ce pays par

les Musulmans, jusqu'a l'expédition des François", *Bibliothèque des Arabisants Français* première série, tome 2, le Caire: IFAO (1923), 66-9（第八項）, 71-2（第一八項）, 110-2（第一七項）, 121-3（序文）. また、Stanford Shaw, "The Land Law of Ottoman Egypt (960/1553): A Contribution to the Study of Landholding in the Early Years of Ottoman Rule in Egypt", *Der Islam* 38 (1963), 106-137 が「新規定」全文のラテン文字転写とその英訳を掲載している。本稿では、「新規定」のオスマン語の転写と訳を Shaw に従う。

（6） Shaw, "The Land Law", 106-9. Shaw は、*DM* の発見とその後のオスマン朝による *DM* の利用について論じてはいるものの、その主史料は「新規定」序文と年代記だけであり、*DJ* や *DA* などのオスマン朝の土地台帳に実際に引用されている *DM* の記録に関しては触れていない。「新規定」は、古くは Sacy によって取り上げられ、Shaw よりも早く Sacy がオスマン朝期にマムルーク朝の台帳が用いられていたことを述べてはいるが、その議論はオスマン朝による土地行政の概説に留まり、*DM* に関する特別な考察は行われていない。Silvestre de Sacy, "Sur la nature et les revolutions", 107-23.

（7） *DA* の史料研究を行ったミシェル Nicolas Michel は、オスマン朝に提出されたマムルーク朝の台帳とその提出者について言及しているものの、Shaw の説を引用するに留まっている。Nicolas Michel, "Les rizaq iḥbāsiyya, terres agricoles en mainmorte dans l' Égypte mamelouke et ottoman. Étude sur les Dafātir al-aḥbās ottomans", *Annales Islamologiques* 30 (1993), 123, 169.

（8） Shaw, "The Land Law", 106-9.

（9） Shaw があげている典拠は、*Nevādirü*, 426b。

（10） Shaw, "The Land Law", 127, n.4. この人物に関しては、*Badā'i'*, 3, 91. また、シーアーン家系図の no.21 がこの人物に該当する。

（11） *Badā'i'* , 2, 357.

（12） Sacy, "Sur la nature et les revolutions", 122-3; Shaw, "The Land Law", 127.

（13） *Badā'i'*, 5, 149, 161-2.

（14） Sacy, "Sur la nature et les revolutions", 122; Shaw, "The Land Law", 127.

（15） *Minaḥ,* 142-5; *al-Tuḥfa al-Bahīya,* 105.

（16） セリム一世のイスタンブル帰還後は、マムルーク朝末期アレッポ総督を務めたハーイルバクが総督としてエジプトを統治した。ハーイルバクの死後、総督職はイスタンブルから派遣されるようになった。熊倉和歌子前掲論文、六二―四頁。

（17） Bernadette Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration dans l'État militaire mamlūk, 9e/14e siècle*. Damas: Institut français d'études arabes (1991), 312-4.

（18） Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration*, 295.

（19）　*Badā'i'*, 5, 454-5.

（20）　*Shujā'ī*, 65.

（21）　*Sulūk*, 2, 881.

（22）　*Ḍaw*, 11, 241-2.

（23）　Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration*, 295-319.

（24）　チェルケス期において、スルターン私金庫は、国家の財務官庁から独立し、独自財源を備えたスルターン直轄の財源として重要性を増した。この監督官職は、金庫の会計業務を担った。五十嵐大介「ザヒーラ考―後期マムルーク朝のスルターン財政」『アジア・アフリカ言語文化研究』七三（二〇〇七）、一四一頁。

（25）　*Ḍaw*, 6, 135.

（26）　*Ḍ*aw, 11, 3-4; *Badā'i'* , 3, 209.

（27）　*Badā'i'*, 3, 363. この任命でムハンマドは帳簿方職と秘書副長官職（nā'ib kātib al-sirr）を兼任した。

（28）　*Badā'i'*, 4, 181. この任命によって、アフマドは、秘書副長官、帳簿方、金庫の顧問職を一度に兼任することになった。

（29）　Nuwayrī, vol.8, 200-13; *Khiṭaṭ,* 3, 706-7; Abraham N. Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*. London: Royal Asiatic Society (repr. Philadelphia: Porcupine Press) (1939), 20-1; Donald Donald. S. Richards, "A Mamlūk Petition and a Report from the Dīwān al-Jaysh", *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 40 (1977), 1-14.

（30）　チェルケス期において高官を輩出している名家である、ハイサム家（Banū al-Haysam）、フハイラ家（Banū Fukhayra）、サッファーフ家（Banū al-Saffāḥ）、ナスル・アッラー家（Banū Naṣr Allāh）、アブー・アルファラジュ家（Banū Abī al-Faraj）、クワイズ家（Banū al-Kuwayz）、バーリズィー家（Banū al-Bārizī）、ムズヒル家（Banū Muzhir）、カーティブ・ジャカム家（Banū Kātib Jakam）を見ても、軍務庁の帳簿方を輩出している家はない。Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration*,189-294.

（31）　*DJ* 4622, 242b.

（32）　*Badā'i'*, 5, 5.

（33）　*Badā'i'*, 5, 187, 230, 398, 457.

（34）　ユースフについては、*Ḍaw*, 10, 336-7、父親のヤフヤーについては、*Inbā'*, 9, 30; *Ḍaw*, 10, 230 を参照。

（35）　*Ḍaw*, 4, 251.

（36）　*Ḍaw*, 4, 251. ナシューについては、*A'yān*, 3, 200-4; *Durar*, 3, 42-4; *Manhal*, 7, 390-3; *Dalīl*, 1, 434; *Nujūm*, 9, 323.

（37）　マラキーというニスバについては、バフリー期に遡ると、ナシューと同名の人物で、ワズィール（wazīr: 宰相）や軍務庁長官（nāẓir al-jaysh）職を歴任したアブド・アルワッハーブ Tāj al-Dīn 'Abd al-Wahhāb al-Nashū al-Malakī（七八二／一三八〇―一年没）が、マラキーのニスバを持つ。（*Sulūk*, 3, 407; *Badā'i'*, 1, 2, 281.）この他、軍務庁の帳簿方

を務めたアクラム Karīm al-Dīn Akram b. Shaykh al-Malakī（没年不明）が登場する。（*Sulūk*, 2, 879.）また、ワズィールやウスターダール（ustādār: 財務官）、カーシフ（kāshif: 調査官）職を歴任した改宗コプトのアブー・アルファラジュ家のアブド・アッルッザーク Tāj al-Dīn ʿAbd al-Ruzzāq b. Abī al-Faraj b. Niqūlā al-Armanī al-Aslamī は当初マラキーのニスバを持っていたが、彼の息子の時代からアブー・アルファラジュ家として知られていき、マラキーのニスバで呼ばれることはなくなった。（*Inbāʾ*, 3, 182; *Manhal*, 7, 314-8; *Dalīl*, 1, 420; *Nujūm*, 14, 152; *Nuzha*, 2, 432. アブー・アルファラジュ家については、Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration*, 227-37.）ニスバが共通するという理由で、一概にこれらの人物が親戚関係にあったと推測することは安易であり、これについては今後さらなる検討が必要ではある。

(38) *Badāʾiʿ*, 5, 5.

(39) 軍務庁の業務の一環である、イクター保有者の移動に伴うイクター収入の算出は、太陰暦であるヒジュラ暦を太陽暦であるコプト暦に換算して収入を算出する特殊な計算知識が必要とされた。また、耕作面積や税収高などを表す際に用いられる数字は、特殊文字で書き表され、分数を表す為に、特殊な数式を用いるなど、業務にあたっては専門的な知識が不可欠であった。Poliak, *Feudalism*, 21-2; Richards, "A Mamlūk Petition", 12-4. 財務で使われていたコプト数字については、Yacoub Artin Pasha, "Signes employés dans la comptabilité copte en Égypte pour la transcription des fractions", *Bulletin de l'Institut Égyptien 2nd ser.*, 10 (1889), 285-98.

(40) 熊倉前掲論文、六九—七三頁。

(41) Shaw, "The Land Law", 122-3, 132-3.

(42) *Tuḥfa*, 23.

(43) 熊倉前掲論文、六五—八頁。

(44) 村情報はアルファベット順で列挙されており、このことは *Intiṣār* や *Tuḥfa* にも共通する。このため三史料の村の並び順はほぼ一致する。*DJ* の目次については、熊倉前掲論文、六八—九頁。

(45) Michel, "Les rizaq ihbāsiyya", 168-9.

(46) *Tuḥfa* の編纂された時期について、ガルサン Jean-Claude Garcin は、八八〇／一四七五年から著者が死亡する八八五／一四八〇年の間、ハルム Heinz Halm は、八七二／一四六八年から八八五／一四八〇年までの間としている。Garcin, *Un centre musulman*, 456; Halm, *Ägypten*, vol.1, 32.

(47) *DM* 4626, 197b.

(48) Shaw, "The Land Law", 133. *DJ* 及び *DA* と同時期に編纂されたと考えられる同名の題名を持つ台帳 *DJ* 4616 が現存しており、この台帳の書式は、「新規定」に記される『私有地とワクフ地』の書式に合致している。このことから、

*DJ* 4616 は、マムルーク朝期の『私有地とワクフ地台帳』をオスマン朝期に書写し、編纂したものと考えられる。熊倉前掲論文、七三―四頁。この台帳の部分校訂は、Abū Ghāzī, “Dafātir al-Rizaq al-Iḥbāsīya wal-Jayshīya wa Ahammīyat-hā al-Arshīfīya wal-Tārīkhīya”, *al-Ruznāme* 2 (2004), 10-5 を参照。

(49) Shaw, “The Land Law”, 133.

(50) Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, 169-70.

(51) no.4 で引用されている『チェルケス慈善台帳一三八巻』には、県名が明記されていないが、*DJ* のガルビーヤ県の情報において引用されていることから、ガルビーヤ県のものだろう。

(52) Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, 170-1.

(53) Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, 171.

(54) これはアシュムーナイン県のジャズィーラ・ザフラー村 *jazīra zahrā'* についての記録である。『チェルケス慈善台帳』からの引用では、スルターン・ジャクマク al-Ẓāhir Jaqmaq（在位八四二―五七／一四三八―五三）の息子ウスマーン al-Fakhrī ‘Uthmān b. al-malik al-Ẓāhir Jaqmaq とその息子であるムハンマド Muḥammad、そしてシハービー・アフマド al-Shihābī Aḥmad に八六〇年シャーバーン月九日／一四五六年七月一三日に設定されたリザク地であることが最初に記され、そのリザク地が二つの飛び地から成ること、それぞれの土地の四方位の境界が明記されている。

(55) Michel による *DA* の校訂を参照。Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, 132-3.

(56) カルカシャンディー al-Qalqashandī（八二一／一四一八年没）によると、スルターンの命を受けて軍務庁が発行する文書には、イクター地の権利者と税収高についての概要を記した〝サール（mithāl: 謄本）や、イクター保有者の死亡や異動、イクター保有者が以前のイクターに戻ることを求める嘆願が記されるキッサ（qiṣṣa: 嘆願書）、イクター保有者が退役あるいは逮捕された時に発行されるイシュハード（ishhād: 証明書）の三種類がある。各文書にはスルターンの署名が付され、軍務庁の担当書記官は、軍務庁長官起案の文書を自分の元に留め置き、記録庁向けに新たにムラッバアを作成した。このムラッバアを受けて、記録庁からイクター授与証（manshūr）が発行されるという手順が踏まれた。この手順は、バフリー期にも同様にして行われており、ヌワイリー al-Nuwayrī（七三三／一三三三年没）は、軍務庁から記録庁に向けて発行される文書を、「第二の〝サール（mithāl thānī murabba')」と呼んでいる。*Ṣubḥ*, vol.6, 201-2; vol.13, 153-6; *Nihāya*, vol.8, 208-210; *Khiṭaṭ*, 3, 705-6; Amīn, Muḥammad, “Manshūr bi-Manḥ Iqṭā' min ‘Aṣr al-sulṭān al-Ghūrī”, *Annales Islamologiques* 19 (1983), 1-23.

(57) *Tuḥfa*, 3.

(58) *Tuḥfa*, 193.

（59） *Nuwayrī,* vol.8, 209; *Ṣubḥ*, vol.6, 201-2.

（60） *Nuwayrī*, vol.8, 200-3; Rabie, Hassanein, *The Financial System of Egypt, A.H. 564-741/ A.D. 1169-1341*, London: Oxford University Press (1972), 40-1.

（61） *al-Minaḥ,* 315; *al-Tuḥfa al-Bahīya,* 131; Sacy, “Sur la nature et les revolutions”, 119; Afīfī, Muḥammad, *āl-Awqāf wal-Ḥayāt al-Iqtisādīya fī Miṣr fī al-‘Aṣr al-‘Uthmānī.* Cairo: al-Hay’at al-Miṣrīyat al-‘Āmma lil-Kitāb (1991), 52-4; Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, 125-6.

（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）